

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要

独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を次のとおり公表します。

1. 経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう努めたところです。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針により環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計、建築物の維持管理、産業廃棄物の処理に係る契約のうち、自動車の購入に係る契約2件を締結しました。